平成２２年（フ）第１７５号
函館市上湯川町56番４号、住民票上の住所函館市銭亀町210番地118
債務者　一戸　佳子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
群馬県太田市高林南町615番地35　加藤ハイツＢ１－２
債務者　森　由美子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１４１号
埼玉県三郷市戸ケ崎2248番地１　スカイメイト大内203
債務者　大窪二三枝（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番12―703号
債務者　本多　　精
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
埼玉県春日部市藤塚2746番地　サンフラワーハイツ103、前住所埼玉県三郷市彦川戸１丁目82番地２
債務者　河内　　厚
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
埼玉県草加市瀬崎町1360番地２　グリーンコーポ205号
債務者　大和田勇夫
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地４街区15棟302号
債務者　小田井英子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
埼玉県春日部市緑町６丁目17番７号トラッドグリーン101号
債務者　大橋身知子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２９０７号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目23番23―303号
債務者　中山　修一
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３００２号
大阪市港区築港４丁目３番21号
債務者　花山　栄治
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１５８号
大阪府東大阪市森河内東２丁目21番29号
債務者　川原富士男
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産廃止

平成１６年（フ）第２７１号
福岡県築上郡築上町大字椎田1636番地１
破産者　永家　　守
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
福岡地方裁判所行橋支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１１７８号
福岡県大野城市月の浦３丁目24番３号
破産者　エイコー商事株式会社
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３６６号
福岡市東区馬出２丁目３番34号
破産者　株式会社オールラウンド
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８２０号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１丁目13番20号
破産者　有限会社ショーワ
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第３６０３号
福岡市中央区桜坂３丁目８番40号ワコーパークビル201号
破産者　株式会社ネオパレス
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１０４８号
福岡市城南区長尾４丁目18番９号
破産者　株式会社照設
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部